

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年7月27日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市条例第18号

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（令和元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「市」を「香芝市」に改め、同条第5号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改め、同条第6号中「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）第4条第1項第1号」を「法第27条第1項」に改め、同条第7号中「令」を「子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。以下「令」という。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。